

議案第17号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を下記のとおり定めるため、同条第5項の規定により議会の議決を求める。

記

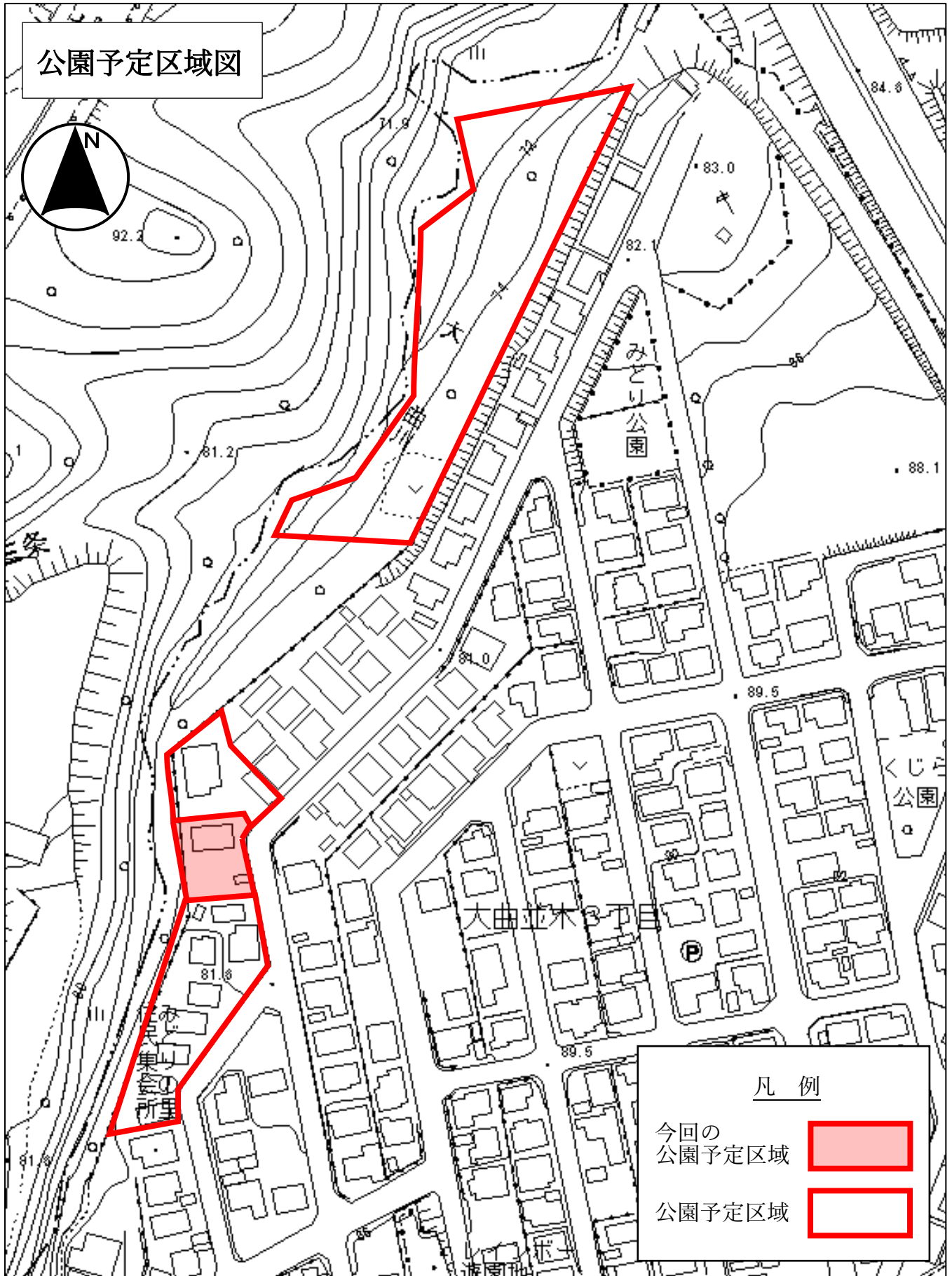
- | | |
|----------------|--|
| 1 都市公園の名称 | （仮称）大曲並木緑地 |
| 2 都市公園を設置すべき区域 | 北広島市大曲並木3丁目
2番地9 外
（別紙公園予定区域図のとおり） |
| 3 都市公園の種別 | 都市緑地 |
| 4 都市公園の面積 | 460.72㎡ |

令和2年12月10日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

大曲並木地区の一部を緑地化するため、都市公園を設置すべき区域を定めるものです。



議案第 18 号

令和 2 年度北広島市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 2 年度北広島市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 43,300 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,682,580 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 10 日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		13,044,062	43,300	13,087,362
	2 国庫補助金	10,017,288	43,300	10,060,588
歳入合計		35,639,280	43,300	35,682,580

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		9,545,992	43,300	9,589,292
	2 児童福祉費	3,409,618	43,300	3,452,918
歳 出	合 計	35,639,280	43,300	35,682,580

令和 2 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第 1 0 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	13,044,062	43,300	13,087,362
歳入合計	35,639,280	43,300	35,682,580

歳入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	308,903	43,300	352,203
計	10,017,288	43,300	10,060,588

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	43,300	母子家庭等対策総合支援事業補助金 43,300

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	9,545,992	43,300	9,589,292
歳出合計	35,639,280	43,300	35,682,580

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
43,300	0	0	0
43,300	0	0	0

歳出

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 児童母子福祉費	734,214	43,300	777,514	国庫支出金 43,300	0		
計	3,409,618	43,300	3,452,918	国庫支出金 43,300	0		

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	46	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	43,300
11 役務費	254	需用費	46
18 負担金補助 及び交付金	43,000	役務費	254
		負担金補助及び交付金	43,000
		補助金・助成金・賛助金	43,000